

(様式第1号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付申請書

令和6年〇月〇日

山梨県知事 殿

個人事業主は個人の住所や氏名を記入

(申請者)

郵便番号 400-〇〇〇〇
住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇
名称 株式会社 山梨コーポレーション
代表者の役職 代表取締役社長
代表者の氏名 山梨太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり事業計画について関係書類を添えて提出します。

なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

1 補助対象経費及び補助金申請額等

- (1) 補助対象経費 金4,565,000円(税抜) (補助対象経費のみを記入
(設備費、設計費、工事費のみとし、消費税及び地方消費税等の補助対象外経費を除く))
- (2) 補助金申請額 金3,000,000円 (最長で令和7年2月10日を事業実施期間の末日とすることができます。)
- (3) 事業実施期間

交付決定通知日又は事前着手届記載の着手予定日から令和6年〇月〇日まで

2 実施する内容

(別紙) 補助事業計画書のとおり

事業実施期間中に事業に着手(契約・発注)し、設備の納品や工事の施工、検査・検収、及び経費の支払い等、補助対象設備の設置にかかる手続きを全て完了する必要があります。

1. 申請者連絡先 (申請者と同じ法人に属する担当者で、平日9~17時に連絡が取れること)

※申請の担当をする者を記入

所属・役職: 総務部 部長 氏名: 山梨次郎
固定電話: 055-〇〇〇-〇〇〇〇 携帯電話: 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX: 055-〇〇〇-〇〇〇△
E-mail: yamanashi****@co.jp

2. 設備に関する連絡先 (平日9~17時に連絡が取れること)

※設備など技術的なことを担当する者(設備業者でも可)を記入

所属(法人名)・役職: (株)YAMANASHI●●● 氏名: 山梨 三郎
電話: 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail: yamanashi****@〇〇.co.jp

(添付様式第1-1号)

補助事業計画書

1 事業者の概要

事業者名 ※1	株式会社 山梨コーポレーション												
法人番号 ※1、※2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
住所 ※1	山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇												
法人設立年月日 (個人事業の開業年月日)	平成10年4月1日												
主たる業種 ※3 (該当に〇)	卸売業	小売業	サービス業	製造業その他									
資本金額	5,000万円												
常時使用する従業員数 ※4	150名												
補助対象事業所における電気代等の負担者 ※5	株式会社 山梨コーポレーション ※申請者と電気代等の最終負担者が異なる場合は、申請できません。												
第1次・第2次・第3次の交付決定の有無 ※6	有 ・ 無 ※第1～3次募集で交付決定を受けて導入した省エネ設備・再エネ設備の更新は、第4次募集の補助対象外です。												
第1次・第2次・第3次申請の交付決定日及び番号 ※7	第1次：令和4年 〇月 〇日付け産政第〇〇〇〇号 第2次：令和5年 〇月 〇日付け産政第〇〇〇〇号 第3次：令和5年 〇月 〇日付け産政第〇〇〇〇号												
豊かさ共創スリーアップ推進宣言の有無	有 ・ 無												

個人事業主は個人名を記入

個人事業主は個人の住所を記入

- ※1 事業者名、法人番号（法人の場合）、住所、申請区分、補助金額等は公表項目となります。個人事業主の場合は、店舗名や屋号ではなく、個人名を記入してください。
- ※2 法人の申請者は、下記サイトで検索可能な13桁の数字を記入してください。
国税庁法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）
- ※3 該当する中小企業基本法上の「類型」に〇をしてください。（申請要領6～7ページ）
- ※4 常時使用する従業員の数であり、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を記入してください。
- ※5 最終的な電気代等負担者の名称（法人の場合は会社・組合の名称、個人事業主の場合は個人名）を記入してください。申請者自らが負担していない場合は補助対象外です。
- ※6 第1次・第2次・第3次募集における交付決定の有無について、該当ある場合は〇をしてください。
- ※7 第1次・第2次・第3次募集における本補助金の交付決定を受けている事業者は、交付決定日及び番号を記入してください。



2 株主等一覧表（個人事業主は記入しない）

株主名又は出資者名 ※1	所在地	大企業 ※2	出資比率（%） （合計100%）
1 山梨三郎	山梨県甲府市丸の内○-○-○		40%
2 山梨四郎	山梨県甲府市丸の内□-□-□		30%
3 山梨五郎	山梨県甲府市丸の内△-△-△		30%
4			
5			
6 ほか 人			

※1 出資比率の高い株主又は出資者の順に記載し、6番目以降は「ほか○人」として記入してください。

※2 大企業（みなし大企業を含む）の場合は、『大企業』の欄に「○」を記入してください。

3 事業活動及び事業所について

事業活動及び事業所について

当社は平成10年4月に設立し、平成12年4月に甲府市に本社工場を開設した。さらに、平成21年4月には甲府第2工場を設立。令和6年3月現在、資本金は5,000万円、従業員は150名となっている。当初は電卓や電子部品を用いた玩具などの組立を行っていたが、ISO取得や当社の強みであるQCDの徹底により、大手電気メーカーからの受注増加に伴って取扱い品目が増加し、現在はプリンターなどの民生品に加えて、車載用の電子部品の製造・組立を行っている。

主力製品を製造する甲府第2工場はDX化による生産性向上の取組を進めるとともに、省エネ診断を受けて設備更新を検討するなど、原価低減を推進している。

なお、令和5年度決算は、上期は世界情勢による部材供給不安定化に伴って生産数は落ち込んだものの、下期にかけて徐々に回復し、通年の売上高は前年度比5%増となる見込み。

総事業費（見積書の総額（税込））を記入

4 資金調達内訳

（単位：円）

事業費の総額（税込） =①+②+③+④	補助金 ①	自己資金 ②	借入金 ③	その他 ④
5,500,000円	3,000,000	1,500,000	1,000,000	
借入金の調達先（金融機関名）：○○銀行				

※ 事業費の総額は、補助対象外経費や消費税等を含めた設備導入に要する総額です。

5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳（申請事業所ごとに作成・記入）

補助対象事業所の名称	甲府第2工場	優先 順位	1 / 3		
事業所の開設年月	平成21年4月				
①補助対象事業所の所在地 (住所)	甲府市丸の内〇—〇—〇	一致している場合は空欄としてください。			
②土地・建物登記簿の「所在 (地番、家屋番号)」	甲府市丸の内〇—〇—△				
①と②の地番等が一致しない 場合は、相違する事由	土地区画整理事業により、地番が変わったため。				
省 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	LED照明器具	〇〇〇・ABC-123 他	10	1,900,000
	2	電気式パッケージエアコン	〇〇〇・DEF-456	2	2,665,000
	3	各設備の補助対象経費が見積書 等で容易に判別できるように明示 すること			
	4				
	5				
	補助対象経費の合計（税抜）				
補助金の額（補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨、 上限3,000,000円、下限250,000円）※					3,000,000円
再 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	自家消費型太陽光発電 設備			
	2	定置用蓄電池			
	3	太陽熱利用設備			
	補助対象経費の合計（税抜）				
補助金の額（補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨、 上限6,000,000円、下限1,000,000円）※ (ただし、太陽熱利用設備の場合、下限250,000円)					円

- ※1 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。
- ※2 複数事業所を申請する場合は、右上に事業所の優先順位を記入してください。
 ・例えば、全部で3事業所を申請し、第1優先とする場合は、「1 / 3」と記入してください。
 ・1事業所のための申請の場合は空欄としてください。
- ※3 補助対象事業所の所在地は、提出する土地または建物の登記事項証明書の住所と一致している必要があります。
- ※4 補助金の額は、区分ごとに合計した補助対象経費に、補助率（2/3）を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。
- ※5 設備の機種名や型式等の記入情報が掲載されているカタログ等を提出する際は、カタログ等で参照した箇所をマーカー等で明示してご提出ください。

6 事業効果（申請事業所ごとに作成・記入）

事業所の名称	甲府第2工場	優先順位	1 / 3
--------	--------	------	-------

【省エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費（A）	4,565,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	3,000,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
既存設備の年間エネルギーコスト実績額（B）	水銀灯 300,000 円/年 IACON 200,000 円/年	直近1年間のエネルギーコストの実績額（税抜）
導入設備の年間エネルギーコスト見込額（C）	LED 100,000 円/年 IACON 150,000 円/年	導入後1年間のエネルギーコストの見込額（税抜）
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（D）	LED 200,000 円/年 IACON 50,000 円/年	(B) - (C)
耐用年数（E）	LED 15 年 IACON 6 年	法定耐用年数（処分制限期間）
設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（F）	LED 3,000,000 円 IACON 300,000 円	(D) × (E)

見込額（D）は、実績額（B）と同一条件で稼働した場合の見込みを記入してください。

【再エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費（G）	9,500,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	6,000,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（H）	1,000,000 円/年	年間エネルギーコストの削減見込額（税抜）
耐用年数（I）	17 年	法定耐用年数（処分制限期間）
設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（J）	17,000,000 円	(H) × (I)

- ※1 設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額については、設備事業者等へご相談の上、ご記入ください。
- ※2 設備の稼働時間や電気料金単価等の実績から算出し、決算書や確定申告書に記載された電気代等の金額との整合が図られているか確認してください。申請書提出後の修正は受け付けませんので、十分に確認した上で提出してください。
- ※3 審査時に金額等の算出根拠資料の提出を求めることがあります。万が一、年間エネルギーコスト削減見込額が申請者の事業実態（設備の稼働状況等）と大きく異なる場合は、不交付決定とすることがあります。
- ※4 (B)、(C)、(D)、(E)、(F) について、異なる設備区分を併せて申請する場合、設備区分ごとに記入してください。
- ※5 耐用年数は、業種等により年数が異なる場合があるため、税理士等へご相談ください。

(添付様式第1-2号)

申請者・内容により提出書類は異なります。必ず確認してください。

提出書類チェックリスト (交付申請書)

- ・省エネ設備は1～21、再エネ設備は1～14及び22～28の書類をチェック☑してください。
- ・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に下記番号(1～30)を記入してください。

分類	番号	提出対象者	提出書類 及び 注意事項 (※)	確認
I 共通	1	全て	補助金交付申請書 (様式第1号) ※個人事業主は、個人 (確定申告書) の住所と個人名を記入 (店名は不要)	☑
	2	全て	補助事業計画書 (添付様式第1-1号) ※個人事業主は、「事業者名」に個人名を記入	☑
	3	全て	提出書類チェックリスト (添付様式第1-2号) ※確認及び署名	☑
	4	全て	誓約書 (添付様式第2号) ※個人事業主は、住所は店ではなく、個人 (確定申告書) の住所、法人名は記入不要、代表者氏名は個人名を記入	☑
	5	全て	事業者の事業概要がわかる資料 (会社案内、ホームページを印刷したもの、事業報告、営業許可証の写しなど) ※事業所の住所がわかるものを添付	☑
	6	法人	法人の場合履歴事項全部証明書 (発行から6か月以内のもの、 原本)	☒
	7	法人	法人の場合法人事業概況説明書 (確定申告書類、 写し)	☒
	8	法人	法人の場合法人税確定申告書: 別表一及び別表四 (直近1期分、 写し) ※税務署の收受印があるもの、電子申告の受信通知写し等を添付	☒
	9	法人	法人の場合損益計算書、貸借対照表 (直近1期分)	☒
	10	個人事業主	個人事業主の場合確定申告書 (第一表・第二表) 及び青色申告決算書 (全ページ) 又は収支内訳書 (收受印があるもの、または電子申告の受信通知写しを添付) (令和5年分、 写し) ※事業内容及び事業状況、税務申告状況を確認するため、青色申告決算書又は収支内訳書の写しは必須です。	☑
	11	個人事業主	個人事業主の場合本人確認書類 (運転免許証 (両面)、健康保険の被保険者証 (両面) の 写し など、いずれか1つ) ※マイナンバーは黒塗りして判別できないように	☑
	12	全て	県税に未納がない旨の証明書 (原本) ※令和6年1月31日以降に発行されたもの	☑
	13	組合等	法人のうち、組合等 (7ページ (注2)) の場合 組合に関する次の①、②の資料 (写し) ① 定款 ② 役員名簿、組合員名簿 (直接又は間接の構成員がわかるもの)	☒
	14	対象者のみ	優先採択を希望する場合 豊かさ共創スリーアップ推進宣言登録証 (写し)	☑
15	全て	更新設備 (省エネ設備) の比較整理表 (添付様式第3号)	☑	
16	全て	補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの書類	☑	

Ⅱ 省 工 ネ		<p>① SII 登録機器は、登録型番等が記載された Web ページ</p> <p>② メーカーが発行するカタログ等、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることがわかる資料（ただし、LED照明器具へ更新する場合は添付不要）</p> <p>※該当する箇所にマーカ―等により明示すること</p>	
	17	<p>全て</p> <p>既存設備に関する次の[A]~[C]の書類</p> <p>[A] 既存設備の仕様がわかる資料 ※メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、マーカ―等により明示すること。 ※照明設備の更新の場合であって、既存設備が蛍光灯や水銀灯等（LEDを除く）である場合には、添付不要。</p> <p>[B] 既存設備設置場所の配置図及び平面図 ※設備の配置場所をマーカ―等により明示し、設備を識別できるように、型番等を記載すること。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカ―等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較可能とすること。同じ場所への設置の場合は不要。 ※エアコンの場合は、室外機と室内機の両方を明示</p> <p>[C] カラー写真（以下①~④全て）</p> <p>①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、1枚以上）</p> <p>② 設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚とすることも可。申請要領33ページ写真例のとおり。）</p> <p>③ 設備の全体（各設備1台につき1枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚）</p> <p>④ メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚、エアコンや分離型冷凍冷蔵ユニットの場合は室内機及び室外機、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚）</p> <p>※参考例は申請要領33ページのとおり。 ※令和5年12月18日以降に撮影したもの（現況確認のため） ※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載や通し番号の符番等、適宜注釈を付けること。 ※写真②~④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。</p>	<p>第1~3次募集で交付決定を受けて導入した設備の更新は、第4次募集の補助対象外です。</p> <p>☑</p>
	18	<p>全て</p> <p>導入機器の経費明細が記載された2者以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にし、価格の比較が可能な見積書。経費の内訳も記載）</p>	☑
	19	<p>全て</p> <p>導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様を確認できるもの）</p> <p>※導入予定の設備の確認箇所にマーカ―等をする。</p>	☑
	20	<p>全て</p> <p>補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの、原本）</p> <p>※建物に設置する場合は建物の証明書、土地に設置する場合は土地の証明書を添付</p>	☑

		<p>すること（両方に設置する必要がある場合のみ、両方添付すること）。</p> <p>※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。</p> <p>※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。</p>		
	21	対象者のみ	<p>賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第4号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第5号）</p> <p>※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ</p> <p>※承諾書（添付様式第4号）及び確約書（添付様式第5号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。</p> <p>※法人の場合は、代表者個人の所有であっても（実質的に自分から借りている状態）賃貸借契約書に代わる書類を提出すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
Ⅲ 再 エ ネ	22	対象者のみ	<p>太陽光発電設備・蓄電池の場合</p> <p>太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書（添付様式第1-3号）</p> <p>※発電量についてシミュレーション資料を添付すること。</p>	<input type="checkbox"/>
	23	対象者のみ	<p>太陽熱利用設備の場合</p> <p>エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意）</p> <p>※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）がどの程度削減されるのか、示すこと。</p>	<input type="checkbox"/>
	24	全て	<p>導入設備の仕様書（機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確認できるもの）※太陽光発電設備の場合、逆流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にマーカー等をして明示すること。</p>	<input type="checkbox"/>
	25	新設の場合	<p>新設の場合地図（所在地がわかるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した全景、②設置する建物又は敷地）</p>	<input type="checkbox"/>
	26	更新の場合	<p>既存設備に関する次のA～Cの書類</p> <p>A 既存設備の仕様がわかる資料</p> <p>※メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、マーカー等により明示すること。</p> <p>B 既存設備設置場所の地図（所在地がわかるもの）、配置図、平面図</p> <p>※設備の配置場所をマーカー等により明示すること。</p> <p>C カラー写真（以下①～④全て）</p> <p>①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、1枚以上）</p> <p>② 設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚とすることも可）</p> <p>③ 設備の全体（各設備1台につき1枚）</p> <p>④ メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚）</p> <p>※令和5年12月18日以降に撮影したもの（ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない）。</p> <p>※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。</p>	<input type="checkbox"/>

27	対象者のみ	<p>太陽光発電設備・蓄電池の場合</p> <p>設置設備に関する次のA及びBの書類</p> <p>A 機器配置図またはシステム系統図</p> <p>B 単線結線図</p> <p>※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。</p> <p>※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示すること。</p>	<input type="checkbox"/>
28	全て	<p>導入機器の経費明細が記載された2者以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にして、価格の比較が可能な見積書）</p> <p>※工事費の内訳が分かるものを添付すること。</p>	<input type="checkbox"/>
29	全て	<p>設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの、原本）</p> <p>※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書</p> <p>※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。</p> <p>※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて、申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。</p>	<input type="checkbox"/>
30	対象者のみ	<p>賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第4号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第5号）</p> <p>※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ</p> <p>※承諾書（添付様式第4号）及び確約書（添付様式第5号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。</p> <p>※法人の場合は、代表者個人の所有であっても（実質的に自分から借りている状態）賃貸借契約書に代わる書類を提出すること。</p>	<input type="checkbox"/>

上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和6年〇月〇〇日

署名（自筆） 山梨太郎

<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電	<input type="checkbox"/> 蓄電池
<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 更新
※該当する□に☑ (チェック)	

太陽光発電設備 (蓄電池) 導入実施計画書

1 導入設備の能力について

事業所の名称 〇〇事業所

太陽光発電設備	40 kw
---------	-------

蓄電池容量	10 kwh
-------	--------

現在の電力使用量を記入

導入する太陽光発電の発電見込量を記入

2 導入設備の年間電力消費量 (計画) について

(単位: kWh)

	導入前電力消費量 (A)	導入パネル発電量 (B)	導入後電力消費量 (A) - (B)
1月	12,000	5,000	7,000
2月	12,000	5,000	7,000
3月	12,000	6,000	6,000
4月	15,000	6,500	8,500
5月	15,000	6,500	8,500
6月	15,000	6,000	9,000
7月	12,000	5,500	6,500
8月	12,000	5,000	7,000
9月	12,000	4,500	7,500
10月	15,000	4,500	10,500
11月	15,000	5,000	10,000
12月	15,000	5,000	10,000
合計	162,000	64,500	97,500

※1 導入前電力消費量 (A) は、補助対象事業所以外 (自宅等) の使用電力は含めず、令和5年1月から令和5年12月までの実績により記入すること。また、令和5年10月から12月までの3ヶ月分の請求書等 (写し) を添付すること。

※2 添付する設備の根拠資料 (カタログ等) については、数値の記載箇所や性能要件を満たす旨の記述部分にマーカー等で明示すること。

※3 発電量のシミュレーションを添付すること。

※4 別に表計算ソフトを使用して作成し、別表として添付することも可。

3 蓄電池導入の考え方 (エネルギーコスト削減のための具体的な活用方法)

※蓄電池を導入することにより生じるエネルギーコスト削減効果、太陽光発電量及び消費電力量と導入する蓄電池の容量の関係性や削減効果額など、シミュレーションにより示してください。

※防災や災害時の仕様を目的としている場合や、エネルギーコスト削減効果が不明瞭の場合は、補助の対象外となります。

※ 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

(添付様式第2号)

誓 約 書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 山梨県の県税の未納がないこと。
- 2 山梨県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること。
- 3 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- 4 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 5 4の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
- 7 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- 8 過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- 9 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- 10 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- 11 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立て
- 12 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- 13 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じること。
- 14 本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うこと。
- 15 同一の対象設備、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けないこと。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還すること。
- 16 補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと。

令和6年〇月〇日 山梨県知事 殿

住 所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

(ふりがな) かぶしきがいしゃ やまなしこーぽれーしょん

法 人 名 株式会社 山梨コーポレーション

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまなしたろう

代表者氏名 代表取締役社長 山梨太郎

代 表 者

性 別 (男) ・ 女) 生年月日 (昭和 ・ 平成) 50年5月5日

印

(添付様式第3号)

更新設備（省エネ設備）の比較整理表

省エネ設備について、次のとおり既存設備を更新します。
なお、更新設備は既存設備と同等の能力であり、既存の設備と比較して、電気料等のエネルギーコストが減少することを確認しました。

○既存設備、導入設備の比較

事業所の名称 ○○事業所

No.	既存設備		更新（導入）設備		補助の条件
	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	
1	① 蛍光灯 ② ③	7	① LED 照明器具 ② ○○○ ③ ABC-123	7	SII 登録
2	① 水銀灯 ② ③	3	① LED 照明器具 ② ○○○ ③ EFG-456	3	SII 登録
3	① パッケージエアコン ② ××× ③ 室内機 ABC-DEFG 室外機 BCD-EFGH	室内機 2 室外機 1	① パッケージエアコン ② ○○○ ③ 室内機 HIJ-KLMN 室外機 OPQ-RSTU	室内機 2 室外機 1	2000年 省エネ基 準達成
4	① ② ③		① ② ③		
5	① ② ③		① ② ③		

蛍光灯、水銀灯の場合は、
②メーカー名
③機器・型式等
の記入は不要。

補助対象設備の条件を満たしていることを明記してください。

- ※1 カatalogや仕様書、銘板の写真（既存設備の場合）等の根拠資料を参照して記入してください。また、使用した根拠資料の写しを別添としてください（メーカー等により明示し、参照箇所がわかるようにすること）。
- ※2 空調機の室外機/室内機など、1設備で2以上の機器がある場合は、それぞれの機器を記入してください。
- ※3 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

(添付様式第4号)

設備設置等承諾書

令和6年〇月〇日

(承諾者)

住所 山梨県甲府市武田△-△-△

名称 株式会社 武田不動産

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 武田一郎

印

私は、自らが所有する土地または建物に、山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金の申請者が設置する次の補助対象設備について、同補助金の申請者が善良な管理義務を果たすことを条件に、法定耐用年数の間、設置および使用することを承諾します。

1 補助対象設備の設置及び使用を承諾する土地・建物

・土地の所在地：

・建物の所在地：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

・設備の種類：省エネ設備・再エネ設備（※該当するものを〇で囲うこと）

※承諾する項目のみに記入すること（例えば、土地のみについての承諾の場合は、建物の欄は空欄にすること）

※賃貸借契約書や登記簿謄本などで確認できる住所を記入すること

2 法定耐用年数 15 年間 ※導入設備のうち、最長の年数を記入

3 補助金の申請者

・申請者の名称：株式会社 山梨コーポレーション

・申請者の住所：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

承諾者の連絡先 ※本補助金審査時や処分制限期間の間に連絡する場合があります。

部署名：経理部

職・氏名：部長 武田 三郎

電話番号：055-□□□-□□□□

E-mail アドレス：takeda****@co.jp

承諾書の発行をした方など、承諾書の内容について聞き取り可能な方を記入してください。

(添付様式第5号)

補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書

令和6年〇月〇日

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇
名称 株式会社 山梨コーポレーション
代表者の役職・氏名
代表取締役社長 山梨太郎

下記の補助事業の補助対象設備の設置場所について、賃貸借の契約更新をすることにより補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用することを確約いたします。

また、賃貸借の契約を更新しないことにより補助金の返還が必要となった場合には、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、返還に応じます。

- 1 補助事業の名称：省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金
- 2 対象設備の設備区分（種別）：申請書のとおり
- 3 法定耐用年数 15 年間 ※導入設備のうち、最長の年数を記入
- 4 対象となる土地・建物の所在地：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

申請者の連絡先（担当者）

部署名： 総務部
職・氏名： 部長 山梨次郎
電話番号： 055-〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail アドレス： yamanashi****@co.jp

(様式第2号)

令和6年〇月〇日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 事業変更承認申請書

令和6年〇月△日付け産政第〇〇〇〇号で交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業の計画を、次のとおり変更したいので承認してください。

1 変更の理由

交付決定を受けた導入予定設備の機種・型式を変更する必要がある。

施工完了見込みが遅れているため、期限を延長したい。

2 変更の内容等

(1) 事業内容の変更の場合

変更する機種・型式の製品は、省エネ基準などの補助条件を満たす必要があります。

変更の内容	補助事業に及ぼす影響
電気式パッケージエアコンの機種名・型式を〇〇〇から△△△へ変更 事業実施期間の最終日を令和6年11月1日から令和6年12月1日へ変更	・補助金額を3,000,000円から2,910,000円へ変更

※変更の内容及び理由は詳細に記載し、変更理由が確認できる書類を添付すること。

(2) 補助対象経費の変更及びそれに伴う補助金交付申請額の変更の場合

(単位：円)

	事業費	補助対象経費	補助金額
変更前	5,500,000	4,565,000	3,000,000
変更後	5,300,000	4,365,000	2,910,000

※金額に変更がある場合のみ記入してください。

【添付書類】

- ・変更後の事業実施計画書（添付様式1-1号）
- ・変更後の補助対象経費の算定根拠となるもの

補助金が増額する変更は、承認できません。

(様式第3号)

令和6年〇月〇日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 事業中止（廃止）承認申請書

令和6年〇月△日付け産政第〇〇〇〇号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業の計画を次のとおり中止（廃止）したいので承認してください。

1 事業中止（廃止）予定年月日

令和5年〇月×日

2 事業の中止（廃止）の理由

自己負担分の経費の調達が困難になったため。

など

3 （中止の場合）事業を再開する時期

事業の再開を予定していても、実績報告書提出期限までに完了しないと、補助対象にはなりません。

※中止（廃止）の理由は詳細に記載し、参考となる資料等がある場合は添付すること。

備考

1. 中止とは、計画の見直し等により、補助事業を一時的に中断することです。
2. 廃止とは、補助事業自体を取りやめることです。

(様式第4号)

令和6年〇月〇日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 交付申請取下届出書

令和6年〇月△日付け産政第〇〇〇〇号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次の理由により交付申請を取り下げます。

1 交付申請を取り下げる理由

交付決定を受けた事業実施期間内に事業を完了させることが困難であるため。

など

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事前着手届

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次のとおり事業計画の確認前に着手しますので、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき届け出ます。

なお、本件につきまして、交付要綱第7条の交付決定がされず、補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

1 事前着手する事業内容

空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新する。

2 事前着手の理由

導入予定の空調設備のメーカー在庫が少なく、早期に省エネ設備へ更新するためには、交付決定前に設備調達の契約を締結する必要があるため。

など

3 着手及び完了予定年月日

着手予定日 令和6年4月31日

完了予定日 令和6年9月30日

令和5年12月18日より前の着手であった場合は、補助対象になりません。

令和7年2月10日より後の完了となる場合は、補助対象になりません。

- ※1 着手予定日は、契約予定日または発注予定日を記入してください。この予定日より前に着手（契約・発注等）することがないように留意してください。
- ※2 完了予定日は、工事等が終了し、支払い等全ての事務が完了する予定日を記入してください。工事完了予定日ではありませんので注意してください。
- ※3 完了予定日より後に支払っていることが判明した場合、補助金を支払うことができませんので、十分な期間を確保して記入してください。

(様式第6号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金実績報告書

令和6年〇月〇日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

令和6年〇月△日付け産政第〇〇〇〇号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績報告します。

なお、本申請書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

1 対象経費及び交付請求額

(1) 補助対象経費 金4,565,000円(税抜)

(2) 補助金請求額 金3,000,000円

(3) 事業実施期間 令和6年〇月〇日 ~ 令和6年△月△日

2 実施した内容

(別紙) 実績報告書のとおり

開始日は実際に着手(契約・発注)した日を、終了日は実際に工事や支払いなど全ての事務が完了した日を記入してください。

3 補助金の振込先(申請者名義の口座)

事業実施期間中に事業に着手(契約・発注)し、設備の納品や工事の施工、検査・検取、及び経費の支払い等、補助対象設備の設置にかかる手続きを全て完了している必要があります。

振込先金融機関名 〇〇銀行 支店名 〇〇支店

預金種別(当座・普通)

(フリガナ)(カブシキガイシャ ヤマナシコーポレーション)

口座名義 株式会社 山梨コーポレーション 口座番号 1234567

※「事業実施期間」の開始日は実際に着手(契約・発注)した日を、終了日は実際に工事や支払いなど全ての事務が完了した日を記入してください。

補助金の申請者名と同一名義(法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義)の預金口座とする必要があります。

(添付様式第6-1号)

補助事業の実績内訳書

1 事業者の概要

事業者名	株式会社 山梨コーポレーション
交付決定年月日、番号	令和6年〇月△日付け産政第〇〇〇〇号
事業変更承認年月日、番号	令和6年□月×日付け産政第△△△△号
概算払年月日※1	令和 年 月 日

※1 概算払を受けている場合は、概算払を受けた年月日を記入してください。

2 実績額

(単位:円)

区分	補助対象経費の合計額	補助金請求額
省エネ設備	4,565,000	3,000,000
再エネ設備		
合計	4,565,000	3,000,000

3 補助対象事業所の更新・新設の内訳（事業所ごとに作成・記入）

補助対象事業所の名称		甲府第2工場			
補助対象事業所の所在地		甲府市丸の内〇—〇—〇			
省 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	LED照明器具	〇〇〇・ABC-123 他	10	1,900,000
	2	電気式パッケージエアコン	〇〇〇・DEF-456	2	2,665,000
	3				
	4				
	5				
	補助対象経費の合計（税抜）				
補助金の額（補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨、 上限3,000,000円、下限250,000円）※					3,000,000 円
再 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	自家消費型太陽光発電設備			
	2	定置用蓄電池			
	3	太陽熱利用設備			
	補助対象経費の合計（税抜）				
補助金の額（補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨、 上限6,000,000円、下限1,000,000円）※ (ただし、太陽熱利用設備の場合、下限250,000円)					円

※1 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

※2 補助金の額は、省エネ設備導入・再エネ設備導入の区分ごとに合計した補助対象経費に、補助率（2/3）を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。

(添付様式第6-2号)

提出書類チェックリスト (実績報告書)

- 書類をチェック回してください。
- 申請書類提出にあたっては、各書類の右上に下記番号(1~9)を記入してください。

番号	提出書類 及び 注意事項 (※)	確認
1	省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金実績報告書 (様式第6号) ※事業実施期間は、実際の発注等の着手日と、支払い等の終了日を記入すること	<input checked="" type="checkbox"/>
2	補助事業の実績内訳書 (添付様式第6-1号)	<input checked="" type="checkbox"/>
3	提出書類チェックリスト (実績報告書) (添付様式第6-2号) ※確認及び署名	<input checked="" type="checkbox"/>
4	設置した設備の配置図、平面図※交付申請時の配置図等と比較が可能になっていること。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	写真 ①設置場所のカラー写真 (申請時と同一アングルで、施工前、施工後の写真) ②更新 (新設) を確認するための既存機器と導入機器の入替 (または新設) の 施工中のカラー写真 ※導入設備のメーカー及び型番が鮮明にわかる銘板の写真であること (施工後) ※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載や通し番号の符番等、適宜注釈を付けること (写真だけの送付は不可)	<input checked="" type="checkbox"/>
6	固定 (償却) 資産台帳等 ○既存設備を除却したことがわかるもの ※固定資産台帳等が提出できない (または除却設備の記載がない) 場合は、申請者以外が作成した、除却がわかる書類を提出してください。 (例) 設備設置業者が作成した当該設備の引受書や処分 (廃棄) 証明書、最終処分したことがわかる manifests の 写し (原本不可) など。	<input checked="" type="checkbox"/>
	○新たに計上したことがわかるもの ※固定資産台帳等が提出できない場合は、取得財産管理台帳を作成し添付すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	① 発注書又は契約書、②納品書、③請求書の 写し (①~③の全て) ※納品書は、工事等の内容がわかるよう見積書と同様の内容を記載すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	銀行振込による支払いを証明する書類の 写し (いずれか1つ) ・銀行の「振込金受取書/振込受付書 (兼振込手数料受取書)」 ・ATMの「ご利用明細票」 ・通帳の該当部分のコピー (振込先が確認できるものに限る) ・ネットバンキングの振込の記録 (振込完了 (約定済) がわかる取引履歴等)	<input checked="" type="checkbox"/>
9	申請者の預金通帳の 写し (金融機関名、支店名、口座番号、預金者の名義がわかるもの) ※補助金の申請者名と同一名義 (法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義) の預金口座とする必要があります。 ※通帳の表紙はコピー不要です。	<input checked="" type="checkbox"/>

上記のとおり提出書類の不足や記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不備・不足等の連絡があった場合は、速やかに対応します。

令和5年〇月〇〇日

署名 (自筆) 山梨太郎

(様式第7号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金概算払請求書

令和6年〇月〇日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

令和6年〇月△日付け産政第〇〇〇〇号で交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額

補助金交付 決定額 ①	申請割合 (80%以内) ②	概算払請求額 ① × ②	備考
3,000,000	80%	2,400,000	

2 概算払請求の理由

銀行からの残高証明書では預金が10,000,000円あるが、このうち8,000,000円は来月の賃貸料、製品の材料費、借入金返済等に必要な資金であり、省エネ設備導入のための資金が不足するため。

3 補助金の振込先（申請者名義の口座）

振込先金融機関名 〇〇銀行 支店名 〇〇支店

預金種別（当座・普通）

(フリガナ) (カブシキガイシャ ヤマナシコーポレーション)

口座名義 株式会社 山梨コーポレーション 口座番号 1234567

(添付様式第7号)

令和6年〇月〇日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

誓約書

私、「株式会社 山梨コーポレーション 代表取締役社長 山梨太郎」は、補助金の概算払を受けた後、速やかに工事施工者「株式会社 山梨エンジニアリング 代表取締役社長 山梨匠」に請求された工事代金を支払うとともに、工事の全てが完了し、工事代金を全て支払い後は、速やかに補助金実績報告書を提出することも併せて誓約します。

なお、本件につきまして、審査の結果、概算払いの補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

令和6年〇月〇日

山梨太郎

(自筆)

印

上記について、確認しました。

令和6年〇月△日

施工業者名 株式会社山梨エンジニアリング 代表取締役社長 山梨匠 印

(様式第8号)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 財産処分承認申請書

令和□年○月△日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内○-○-○
名称 株式会社 山梨コーポレーション
代表者の役職・氏名
代表取締役社長 山梨太郎

令和 年度省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金により取得した財産を処分したいので省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金の額の確定年月日及び通知番号

令和6年□月○日付け産政第△△△△号

2 処分する財産名等 電気式パッケージエアコン 機種名 ○○○

3 取得価格 3,000,000 円

4 取得年月日 令和6年□月△日

5 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

令和□年○月×日に有償譲渡の予定

6 処分の理由 事業内容の変更により、機種交換の必要が生じたため。

7 処分予定価格 ○○○円

備考 添付書類は別に指示する。

(参考) 賃貸借契約に代わる書類

甲は乙に対し、下記不動産を貸し付けていることを双方で確認しました。

・ 賃貸借の期間

令和○年△月×日 ~ □年○月△日

期限の定めがない場合は、期限に定めがない旨を記入。

・ 土地の所在地：山梨県甲府市丸の内○-○-○

・ 建物の所在地：山梨県甲府市丸の内○-○-○

令和6年○月○日

甲

住所 山梨県甲府市宝△-△-△

名称

代表者の役職・氏名 山梨太郎 印

乙

住所 山梨県甲府市丸の内○-○-○

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 山梨太郎 印

※ 賃貸により事業を行っているが、賃貸借契約がない場合には、賃貸借契約に替えて本書類を提出してください。

(例)

法人Aが個人Aから借りているが、法人Aの代表が個人Aで、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。

(参考) 建物などが未登記物件で登記事項証明書が提出できないが、法令上の問題がない場合に提出する書類

申請者「山梨太郎」は、本物件が未登記であることについて、不動産登記法上の問題がないことを確認しました。

- ・ 確認方法：司法書士〇〇氏に確認。
- ・ 法令上の問題がない理由：〇〇〇〇〇〇〇〇。
- ・ 建物の所在地：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇
- ・ 建物の所有者：〇〇 〇〇

不動産登記法上問題ないことを、具体的にどのように確認したのか、記入。

令和6年〇月〇日

申請者

住所 山梨県甲府市宝△-△-△

名称

代表者の役職・氏名 山梨太郎 印

添付資料 土地の登記事項証明書

(注意)

申請する対象の建物などが未登記であることについて、法令上問題ないことを確認してください。

また、補助金交付後であっても、法令上の問題があることが判明した場合には、誓約書（添付様式第2号）の誓約事項「申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合」であることを理由に、補助金の返還等に応じていただきます。

(不動産登記法参考)

○第47条第1項

新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

○第164条

第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五十八条第六項若しくは第七項の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。